川根本町奥大井音戯の郷　指定管理者募集要項

川根本町奥大井音戯の郷(以下「奥大井音戯の郷」という。）については、令和９年４月１日より、地方自治法第 244 条の２第３項及び川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき指定管理者を公募することとし、下記のとおり募集します。

１　施設の概要

（１）名称・位置

奥大井音戯の郷　（静岡県榛原郡川根本町千頭 1217-2）

※指定管理者が管理を行う範囲は、今後改正を予定している川根本町奥大井音戯の郷条例（以下「改正後の条例」という）に規定する「(仮称) 賑わい創造・交流促進施設」とします。

① 展示棟

② 管理棟

③ 広場

（２）設置目的

観光振興・交流の拠点として誘客を促進し、地域の活性化と賑わいの創出を図る。

（３）施設内容

別紙仕様書のとおり

２　応募資格

（１）法人その他の団体であること。（個人は不可。）

（２）法人その他の団体又はその代表者及び役員が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 川根本町暴力団排除条例（平成 24 年川根本町条例第 17 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

３　募集期間及び募集要項配布期間等

（１）募　集　期　間　令和８年 11 月 20 日（金）から 12 月４日（金）まで

（２）募集要項配布期間　令和８年 11 月 20 日（金）から 12 月２日（水）まで

（３）提　　出　　場　　所　静岡県榛原郡川根本町千頭 1217-2
奥大井音戯の郷　　電話 0547-58-2021

（４）そ　　の　　他

ア 配布については、令和８年 11 月 20 日（金）より川根本町ホームページに掲載します。様式等はダウンロードしてください。

イ 提出については、休館日（各週火曜日、水曜日）を除き、受付時間は午前 10 時から午後４時までとします。提出方法については、直接提出場所まで持参してください。郵送・ＦＡＸは不可とします。

4　現地説明会

（１）日　　時　　令和８年 11 月 26 日（木）午前 10 時 00 分～

（２）場　　所　　静岡県榛原郡川根本町千頭 1217-2　　奥大井音戯の郷

※参加には申込みが必要です。「指定管理者募集現地説明会参加申込書（様式第４号）」を期日までに提出してください。（提出先・期限：奥大井音戯の郷（持参、FAX、メールにて）、令和８年 11 月 25 日（水）午後４時までに）

静岡県榛原郡川根本町千頭 1217-2 奥大井音戯の郷

FAX：0547-58-2024

メール：otogi@town.kawanehon.lg.jp

5　申請書類

指定管理者の指定を希望する者は、次に掲げる書類を提出してください。

なお、（２）事業計画書、（３）管理運営に関する収支計画書の作成にあたっては、別添資料の各「作成指針（重点提案項目）」に基づき作成してください。指定する項目の記載が漏れている場合、当該項目について適正な評価がなされない、あるいは書類の不備として扱われる場合があります。

（１）指定管理者の指定申請書（様式第１号）

（２）事業計画書（様式任意）

（３）管理運営に関する収支計画書（様式第３号）

（４）法人その他の団体の定款又は登記簿の謄本（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

（５）過去２ヵ年間に係る経営状況を示す書類

（６）納税証明書（課税されている団体のみ）

（７）資本金（準備金）に関する資料

6　管理運営の基本方針及び遵守事項

本施設は、大井川と南アルプスに囲まれた美しい自然環境を有する「奥大井の玄関口」と

して、環境・教育・観光を掛け合わせて、新たなにぎわいと価値を創出する「地域活性化の戦略的拠点」を目指す公共施設です。指定管理者は、町と連携・協力して以下の事項を遵守してください。

（１）地域価値の向上及び観光振興の推進

指定管理者は、本施設を町内観光の拠点として位置づけ、賑わい創出の「核」となる魅力ある事業を展開してください。

（２）周辺事業者等との連携による周遊促進

指定管理者は、周辺事業者及び主要観光施設等と連携し、施設の利用促進に加え周遊事業を実施してください。

（３）利用者利便性の向上及び地域や学校との交流の促進

指定管理者は、観光客及び地域住民の利便性に配慮した施設運営を行うとともに、学校教育や地域活動との連携を図り、地域の活性化と交流の促進に寄与してください。

（４）三者連携協議会への参加及び地域との連携・協力

指定管理者は、町及び周辺事業者等で構成する協議会に参画し、情報の共有を図るとともに、地域と連携した諸事業の実施を推進してください。また、地域社会の一員として、周辺環境や既存の活動との調和に配慮した運営を行ってください。

７　管理運営業務の内容

指定管理者が行う業務は、改正後の条例に定める次の業務とします。（詳細は業務仕様書に定めるとおり）

なお、業務を一括して他の事業者に委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとします。

（１）（仮称）賑わい創造・交流促進施設の利用の許可に関する業務

（２）展示、体験等の入館料及び施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務

（３）施設の利用の許可の取消し及び利用の制限に関する業務

（４）施設及び設備の維持管理（改正後の条例に規定する大規模なものを除く。）に関する業務

（５）その他、業務の詳細は、「川根本町奥大井音戯の郷施設指定管理者仕様書」に定めるところによります。

８　管理運営の経費

入館料及び利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとします。

協定期間の施設の管理運営に関する経費（以下「管理経費」という。）については、当該収入を充てるものとします。

9 指定管理料

年額0円

上記の金額は、町が支出を予定している指定管理料の年間上限額となります。本施設の管理運営については、指定管理者の独立採算制とし、町から赤字補填はしません。

このため、本公募においては、町からの支出を伴わない提案を求めるものとします。

なお、具体的な管理運営の細目については、候補者選定後、指定管理者が応募に際して提案した内容に基づき、町と指定管理者で協議を行い、協定書において定めます。

10　備品・消耗品関係

奥大井音戯の郷施設に係る各種備品・消耗品については、現在配備してある町の備品を利用し、消耗品等については、指定を受けた指定管理者の負担で購入してください。

11　会計年度

奥大井音戯の郷施設の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。

12　修繕費積立金

原則として各年度の純利益の10%の額を町へ繰入れるものとします。

13　施設及び設備の修繕等

（1）施設の清掃、保守点検、水質検査、施設及び設備の修繕等その他維持管理に必要な業務（各種支払業務を含む）は、指定管理者が行ってください。

（2）修繕費について1件の修繕金額が10万円を超える場合は、指定管理者が町と協議し負担金額を決定するものとします。

14　施設の目的外使用

奥大井音戯の郷施設内の目的外使用部分については、別途協議するものとします。

15　施設運営の前提条件

当該施設は川根本町地域防災計画により土砂災害時における一次避難場所として指定されていることから、町と防災協定覚書等の締結に協力いただき、以下の防災拠点機能の確保に努めてください。

①　開放スペースは、災害発生時に即時開放できるよう、可動式で収納可能な備品・物品の配置に努めてください。

②　高齢者や障がい者を含む利用者が容易にたどり着けるよう動線を確保するとともに、バリアフリーな状態の維持に努めてください。

③　指定管理者により新たに施設等を建設する場合は、川根本町地域防災計画に定める指定

要件を満たすよう努めてください。

16　指定管理者の指定の期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで（５年間）

17　選定基準

（１）事業計画書の内容が、町民の平等利用を確保することができるものであること。

（２）事業計画書の内容が、奥大井音戯の郷施設の設置目的を最大限に発揮させるものであること。

（３）事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

（４）効率的な運営により、管理経費の節減が図られるものであること。

18　指定管理者の選定方法

（１）川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、川根本町指定管理者審査委員会を設けて、公平及び適正に指定管理者の選定を行います。

（２）事業計画書等の内容をより詳細に把握するため、ヒアリングを実施する場合があります。

（３）審査基準及び配点

評価項目	配点	評価の着眼点（審査のポイント）
１地域価値の向上及び観光振興の推進	25	・「奥大井の玄関口」にふさわしい魅力的な事業案か ・施設特有の没入型環境を活用し、地域の自然等の資源を高付加価値な体験コンテンツとして活用などの具体的な策があるか
２周辺事業者等との連携による周遊促進	20	・周辺事業者等との具体的な連携案があるか ・施設単体でなく地域全体への回遊性を高める工夫があるか ・地元特産品の活用など、地域経済への貢献が見込めるか
３利用者利便性の向上及び地域や学校との交流の促進	15	・誰もが快適に利用できるサービス提供体制が整っているか ・学校教育や地域活動の受け入れに具体的な案があるか ・地域住民との交流を深める場づくりの視点があるか
４三者連携協議会への参加及び地域との連携・協力	15	・協議会等の参画や地域合意形成を重視する姿勢があるか ・法令遵守やリスク管理の体制が構築されているか
５独立採算制の実現性	25	・収支計画は現実的で、５年間の継続的な運営が可能か ・自主事業の収益性が確保され、経営基盤が安定しているか

		・施設の維持管理に必要な経費が適切に計上されているか

19　選定結果のお知らせ

応募者全員に、令和 8 年 12 月中旬までに文書にてお知らせします。なお、申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

20　議会の議決を条件とする選定の取扱い

（1）本件施設の指定管理者の指定は、令和 9 年 3 月開催予定の川根本町議会定例会において、施設設置条例の改正及び指定管理者の指定に関する議案がそれぞれ原案どおり可決されることを条件とします。

（2）前項の議案が否決された場合、又は本公募の根幹に関わる修正可決がなされた場合は、候補者の選定を取り消し、又は指定を行わないものとします。

（3）前 2 項の事由により選定が取り消され、又は指定がなされなかったことにより応募者に生じた費用及び損害について、町は一切の補償を行わないものとします。

21　その他

（1）申請に係る費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。

（2）申請書類提出後の撤回及び修正は、認められません。

（3）公募に係る質問は、書面により行なってください。

（4）川根本町指定管理者審査委員会において、選定の結果、適当な候補者がない場合は、選定を見送る場合があります。

川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年12月20日
条例第159号

（趣旨）

第１条　川根本町が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第１項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（法第244条の２第３項の規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等については、法及び他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（指定管理者の公募）

第２条　町長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(1)　公の施設の概要

(2)　指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3)　指定管理者をして管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

(4)　申請の方法

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（指定管理者の指定の申請）

第３条　指定管理者の指定を受けようとする団体は、町長が定める期間内に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1)　定款若しくは寄附行為の写し及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの

(2)　管理業務に係る事業計画書及び収支予算書

(3)　当該団体の経営状況を説明する書類

(4)　前３号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（指定管理者の選定）

第４条　町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適当と認める団体を指定管理者となるべきものとして選定するものとする。

(1)　利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2)　公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3)　公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4)　公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(5)　その他町長が別に定める基準

（公募によらない選定）

第５条　町長は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的

に達成するために特に必要があると認めるときは、公募の方法によらないで、指定管理者になるべきものを選定することができる。

（指定管理者の指定）

第６条　町長は、前２条の規定により選定した団体について、法第244条の２第６項の規定による議会の議決があったときは、当該団体を指定管理者として指定するものとする。

（指定管理者の指定等の告示）

第７条　町長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第８条　指定管理者の指定を受けた団体は、町長と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第９条　指定管理者は、法第244条の２第７項の規定により、毎年度終了後30日以内（年度の途中において指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分の日から起算して30日以内）に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

(1)　管理業務の実施状況及び公の施設の利用状況

(2)　利用料金の収入の実績（利用料金を収入として収受している指定管理者に限る。）

(3)　管理に係る経費の収支状況

(4)　その他管理の実態を把握するため町長が必要と認める事項

（指定の取り消し等による損害賠償の免責）

第10条　町長が法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、町長は、その賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第11条　指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第12条　指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）

第13条　指定管理者は、その保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、同様とする。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第14条　この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第２条から第12条までの規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年12月20日
規則第114号

（趣旨）

第１条　この規則は、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年川根本町条例第159号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定申請書の様式等）

第２条　条例第３条の規定による申請書は、指定管理者指定申請書（様式第１号）とする。

２　条例第３条第２号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　管理に係る方針及び運営方法

(2)　管理に係る人員その他の管理体制

(3)　管理に係る業務の収支予算

(4)　サービスの向上に関する事項

(5)　その他公の施設の有効な利用及び適切な管理の実施に関する事項

（指定の通知）

第３条　条例第６条の規定による通知は、指定管理者指定通知書（様式第２号）による。

（指定等の告示）

第４条　条例第７条の規定による告示は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項について行うものとする。

(1)　指定管理者を指定した場合　次に掲げる事項

ア　指定をした日

イ　管理させる公の施設の名称

ウ　指定管理者の名称及び所在地

エ　指定期間

(2)　指定管理者の指定を取り消した場合　次に掲げる事項

ア　指定を取り消した日

イ　管理させていた公の施設の名称

ウ　指定を取り消した法人その他の団体の名称及び所在地

(3)　指定管理者に業務の停止を命じた場合　次に掲げる事項

ア　管理させている公の施設の名称

イ　指定管理者の名称及び所在地

ウ　業務の停止を命じた期間

エ　停止を命じた業務の内容

（協定の締結）

第５条　町長は、指定管理者と、公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

２　前項の協定に定める事項は、次のとおりとする。

(1)　管理業務の範囲及び事業計画書に基づく管理の実施に関する事項

(2)　使用料又は利用料金に関する事項

(3)　町が支払うべき管理費用に関する事項

(4)　管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(5)　事業報告に関する事項

(6)　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7)　その他町長が定める事項

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成17年12月20日から施行する。

様式第１号(第２条関係)

指定管理者指定申請書

年　　月　　日

（あて先）川根本町長

申　請　者	所在地 名　称 代表者氏名 電話番号

川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定により川根本町奥大井音戯の郷の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第２号(第３条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

川根本町長　　印

指定管理者指定通知書

川根本町奥大井音戯の郷の指定管理者指定について、次のとおり指定したいので通知します。

指定期間	

【別添資料】

事業計画書作成指針（重点提案項目）

1　地域活性化拠点としての事業戦略（要項　6基本方針(1)に対応）

事業者が自らの経営責任でどのように賑わいを作り出すための具体策について

（1）**拠点機能の具現化:**奥大井の玄関口として、どのようなターゲットに対し、どのような体験や価値を提供するか。

（2）**収益事業の具体案:** 自主事業（飲食、物販、体験プログラム等）の具体的な内容、及びそれが地域のイメージ向上にどう寄与するか。

（3）**継続的な集客・発信:** SNS やメディア、旅行代理店等を活用した独自のマーケティング手法と、観光案内・地域情報発信を両立させる体制

2　地域経済への波及と周遊促進策（要項　6基本方針(2)に対応）

自施設だけの利益に閉じず、地域全体を盛り上げるための具体策について

（1）**周辺施設との相乗効果:** 近隣の観光施設、宿泊施設、公共交通機関（大井川鐵道等）と連携した商品や共通施策の提案

（2）**地域内流通の促進:** 地元の食材・特産品の積極的な活用や、周辺店舗へ来館者を送り出すための仕掛け

3　公共施設としての利便性と交流の創出（要項　6基本方針(3)に対応）

開かれた施設であり続けるための工夫と、地域への配慮に対する具体策について

（1）**利用者満足度の向上:** 観光客・住民双方のニーズに応じた環境整備と、おもてなしの心と柔軟な対応力を備えた人材育成により、安心かつ快適に利用できるための対応

（2）**教育・地域連携プログラム:** 地域の学校の校外学習の受け入れ体制や、地域参加型の催事の等の開催など

4　地域との連携・協力（要項　6基本方針(4)に対応）

地域と連携した諸事業の具体策について

（1）**三者連携協議会への参画:** 協議会等を通じた合意形成の進め方や、地域課題（周遊ルートの構築、観光滞在時間の延長、情報発信の強化等）への協力意向。

（2）**地域コミュニティとの共生:** 地域の伝統行事やイベントにおける運営協力（会場提供・広報等）の具体施策の提案